

08542P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

42

消費税法

理論ドクター



令和2年度試験対策

詳細な解説で事例問題や応用理論の対策は万全！

消費税率 **10%**  
(国税 7.8%)

及び 軽減税率対応

**TAC出版**  
TAC PUBLISHING Group

# はじめに

---

消費税法の出題理論には、大きく分けて次の3つがある。

- ① 単純に理論マスターどおりに解答する個別理論問題
- ② 複数の条文を組み合わせて解答させる応用理論問題
- ③ 事例理論問題

このうち、②の応用理論は近年難易度が上昇の一途をたどり、法律全体の体系、各規定のつながり、規定の趣旨等も理解していなければ対処できなくなっている。解答についても単に条文を解答するだけでなく、解答（取扱い）の要旨を説明することが要求される。

本書を利用することにより、多くの受験生の応用理論対策が、より完璧なものになれば幸いである。そして、一人でも多くの受験生に栄冠が輝くことを願ってやまない。

（本書は令和元年10月現在の法令に準拠している。）

**T A C 税理士講座**

# 本書の利用方法

---

- 1 各テーマごとの理論体系を確認すること。
- 2 本書は、理論問題解答にあたってのトレーニングである。各問題につき、何を解答の柱に挙げるべきかを考えること。  
(注1) 各問題には、配点が付されていないため、ボリュームに応じ、解答の優先順位が異なることがある。  
(注2) 解答の柱が挙げられるようになっても答案に解答を残せないと得点できないため、1題でも多くの個別理論の暗記に努めることが重要となる。
- 3 本書の解答上、理論マスター「1-1」を参照する部分については、「M1-1」の形で示すものとする。  
別冊の理論マスターでその部分の内容を確認してほしい。

## 理論解答にあたってのポイント

---

- 1 解答（取扱い）の要旨を書く（ただし、基本的に個別理論は不要）  
(1) なぜその規定が解答となるのか } を自分の言葉で述べる。  
(2) 何を解答するのか }  
(例) 『本問では、「○○」、「△△」…の規定が該当する。』  
『本問では、「××」であるため、「○○」、「△△」…の規定が該当する。』
- 2 問題文にある「○○について」の○○に着目する（○○が解答要求事項である）
- 3 なお書き、ただし書き、また書き、注書きの指示は見落とさない。
- 4 様々な「切り口」に対応する。  
各テーマごとの理論体系に合わせ、解答の柱を挙げること。  
(具体例)
  - (1) 国内取引と輸入取引（いずれかに限定されているか？）
  - (2) 法人と個人事業者（いずれかに限定されているか？）
  - (3) 原則と特例（原則から解答するか？特例のみで良いか？）
- 5 解答時間に余裕がある場合には、用語の定義などを補足してもよい。

# CONTENTS

## 目 次

### 第 1 章 テーマ別理論問題

ページ

<b>テーマ 1</b>	<b>課税の対象</b>	(2)
<b>1</b>	<b>課税の対象</b>	
	基礎力養成 定義	3
	実力養成 内外判定①	4
	実力養成 内外判定②	5
	質疑応答 ファイナンス・リース取引	6
	基礎力養成 定義	7
	参 考 外国貨物の使用等	8
<b>2</b>	<b>非課税</b>	
	基礎力養成 非課税の判定①	9
	基礎力養成 非課税の判定②	10
	実力養成 土地等	11
	実力養成 保険診療	12
	質疑応答 記念金貨	13
<b>3</b>	<b>免 税</b>	
	参 考 消費税法以外の免税	15
	基礎力養成 個別	16
	基礎力養成 輸出免税等①	17
	参 考 非居住者に対する役務の提供	18
	実力養成 輸出免税等②	19
	実力養成 クロスライセンス	20
	実力養成 市場調査	21
	参 考 輸出品販売場制度に関する Q & A	22
<b>テーマ 2</b>	<b>納税義務</b>	(26)
<b>1</b>	<b>課税事業者の選択等</b>	
	実力養成 課税事業者の選択等①	28
	実力養成 課税事業者の選択等②	29
	質疑応答 課税事業者の選択等③	30

<b>2 前年等の課税売上高</b>		
実力養成 前年等①	31	
実力養成 前年等②	34	
<b>3 合併</b>		
基礎力養成 合併	38	
参 考 出題形式	39	
基礎力養成 吸収合併	40	
<b>4 分割</b>		
基礎力養成 分割等①	41	
実力養成 分割等②	42	
参 考 分割等の範囲	43	
<b>5 新設法人</b>		
基礎力養成 新設法人①	44	
実力養成 新設法人②	45	
<b>6 特定新規設立法人</b>		
基礎力養成 特定新規設立法人	46	
<b>7 高額特定資産を取得した場合</b>		
基礎力養成 高額特定資産①	47	
実力養成 高額特定資産②	48	
<b>8 その他の納税義務</b>		
実力養成 設立1期	50	
実力養成 実質判定等	52	
<b>テーマ3 資産の譲渡等の時期</b>		(54)
<b>1 延払基準</b>		
基礎力養成 延払基準	55	
<b>2 工事進行基準</b>		
基礎力養成 工事進行基準①	56	
基礎力養成 工事進行基準②	56	

<b>テーマ 4</b>	<b>課税期間</b>	(58)
	基礎力養成 課税期間①	59
	実力養成 課税期間②	60

<b>テーマ 5</b>	<b>納税地</b>	(61)
	基礎力養成 納税地	61

<b>テーマ 6</b>	<b>課税標準及び税率</b>	(62)
	基礎力養成 個別	62
	実力養成 課税資産の譲渡等	63
	質疑応答 現物出資	64
	質疑応答 営業譲渡	65

<b>テーマ 7</b>	<b>税額控除</b>	(66)
--------------	-------------	------

#### 1 仕入税額控除

##### (1) 仕入税額控除の原則

基礎力養成	個別対応方式・一括比例配分方式	67
基礎力養成	個別対応方式	68
実力養成	課税売上割合①	69
実力養成	課税売上割合②	70
実力養成	課税仕入れの判定	71
実力養成	用途区分①	72
実力養成	用途区分②	73
参 考	課税資産の譲渡等の判定	74
実力養成	用途区分③	75
実力養成	帳簿等	76

##### (2) 非課税資産の輸出等

基礎力養成	輸出入取引等の分類	77
基礎力養成	非課税資産の輸出等①	78
実力養成	非課税資産の輸出等②	79
基礎力養成	資産の国外移送	80
参 考	課税売上割合の計算（還付加算金等）	81

##### (3) 仕入れに係る対価の返還等

基礎力養成	仕入返還等①	82
基礎力養成	仕入返還等②	83

#### (4) 調整対象固定資産

実力養成	著しい変動①	84
参 考	課税売上割合の著しい変動	85
実力養成	著しい変動②	86
実力養成	著しい変動と転用	88

#### (5) 棚卸資産

基礎力養成	棚卸資産の調整	90
参 考	棚卸資産に係る消費税額の調整対象となる取得価額	91
実力養成	合 併	92
実力養成	仕入返還等との関係	94

#### (6) 簡易課税

基礎力養成	還付を受ける場合	96
参 考	事業の種類が区分が行われていない場合	97
実力養成	簡易課税の判定	98
実力養成	簡易課税に変更する場合	100
実力養成	原則課税に変更する場合	102
実力養成	届出の効力が生ずる課税期間	104
参 考	みなし仕入率	106

### 2 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の控除

基礎力養成	売上返還等①	109
基礎力養成	売上返還等②	109
質 疑 応 答	キャッシュバック	110

### 3 貸倒れに係る消費税額の控除等

基礎力養成	貸倒れ①	111
基礎力養成	貸倒れ②	112
実力養成	売上返還等と貸倒れ	113

## テーマ8 申告・納付・還付等 (116)

### 1 中間申告

基礎力養成	個 別	117
基礎力養成	無申告の場合	117
参 考	合併があった場合の合併法人の中間申告	118

### 2 確定申告

基礎力養成	個 別	119
基礎力養成	提出期限①	119

基礎力養成	提出期限②	120
基礎力養成	提出期限③	121

### 3 還付を受けるための申告

基礎力養成	個別	122
基礎力養成	還付を受ける場合①	122
基礎力養成	還付を受ける場合②	123

### 4 引取りに係る申告

基礎力養成	一般申告課税貨物	124
基礎力養成	納期限	125

### 5 更正の請求

基礎力養成	個別①	126
基礎力養成	個別②	126
基礎力養成	更正の請求・修正申告	127

## テーマ9 雑 則 (128)

### 1 国等に対する特例

基礎力養成	特定収入①	130
参 考	別表第三に掲げる法人・人格のない社団等	130
基礎力養成	特定収入②	131
研 究	公共法人等その他の法人に係る関連法令	132
実 力 養 成	特定収入③	133
参 考	特定収入の意義	135

### 2 総額表示義務

基礎力養成	価格の表示	137
-------	-------	-----

## テーマ10 国境を越えた役務の提供 (138)

### 1 電気通信利用役務の提供

実 力 養 成	電気通信利用役務の提供の判定	140
実 力 養 成	内外判定	142

### 2 事業者向け電気通信利用役務の提供

実 力 養 成	事業者向け電気通信利用役務の提供	146
基礎力養成	特定課税仕入れの返還等	148
実 力 養 成	特定課税仕入れがなかったものとされる場合	149
実 力 養 成	国外事業者の表示義務	149

<b>3 消費者向け電気通信利用役務の提供</b>	
基礎力養成 消費者向け電気通信利用役務の提供	151
<b>4 芸能・スポーツ等の役務の提供</b>	
実力養成 特定役務の提供の判定	153

## 第2章 国税庁質疑応答事例

<b>I 国内取引の判定</b>	
1 国外に支払う技術使用料、技術指導料	156
2 海外工事に対する人材派遣	156
3 外国から資産を賃借する場合	157
4 海外からのソフトウェアの借入れ	157
5 広告請負に係る内外判定	158
6 看板広告に係る内外判定	158
7 海外プラント工事に係る助言・監督業務の下請	159
<b>II 課税の対象</b>	
1 社員が行う建物の貸付け	160
2 社員が自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却	160
3 違約入居者から受け取る割増賃貸料	161
4 建物賃貸借に係る保証金から差し引く原状回復工事費用	161
5 マンション管理組合	162
6 土地に設定された抵当権の譲渡	162
7 土地の収用に伴い消滅する借地権に係る補償金	163
8 土地信託と消費税	164
9 所有権移転外ファイナンス・リース取引における残価保証等	165
<b>III 非課税</b>	
1 道路占用料	166
2 電柱の使用料	166
3 匿名組合の出資者の持分の譲渡	167
4 貸ビル建設期間中に借主が支払う地代相当額	167
5 借地権の譲渡又は転賃に際して地主に支払われる名義書換料	168
6 転賃を前提とした住宅の貸付け	168
7 クレジット手数料	169

#### IV 仕入税額控除（課税仕入れの範囲）

1	野球場のシーズン予約席料	170
2	単身赴任手当等	170
3	社内提案報償金	171

#### V 仕入税額控除（課税売上割合の計算）

1	借入有価証券の譲渡	172
2	再ファクタリング	174
3	外債の受取利子で輸出取引とみなされるもの	175

#### VI 仕入税額控除（課税仕入れ等の区分）

1	利子等を明示した場合のリース資産の取得費用	176
2	商品券の印刷費	177
3	建設現場で支出する交際費	177
4	薬品の仕入れ	178
5	貸ビルを建設する土地の造成費	178
6	貸ビル建設予定地上の建物の撤去費用等	179
7	販売目的で取得した土地を資材置場として利用している場合	180
8	社宅	181
9	副次的に発生する非課税売上げがある場合	182
10	自社製品等の被災者に対する提供	183

#### VII 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税

1	事業者向け電気通信利用役務の提供の範囲	184
2	リバースチャージ方式による申告を要する者	185
3	免税事業者からの特定課税仕入れ	186
4	特定課税仕入れがある場合の課税売上割合の計算	187
5	いわゆる「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合	187

### 第3章 軽減税率制度に関するQ & A

#### I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

1	「飲食料品」の範囲	190
2	「食品」の原材料となる酒類の販売	190
3	酒類の原料となる食品の販売	191
4	「添加物」の販売	191
5	化粧品メーカーへの「添加物」の販売	191
6	健康食品、美容食品等の販売	192
7	飲食料品のお土産付きのパック旅行	192

8	日当等の取扱い	192
9	レストランへの食材の販売	193
10	食品の加工	193
11	保冷剤を付けた洋菓子の販売	194
12	果物狩り、潮干狩り、釣り堀	194
13	自動販売機	194
14	飲食料品を販売する際に使用される容器	195
15	食玩	195
16	食品と食品以外の資産が選択可能である場合の一体資産該当性	196
17	食品と非売品のおもちゃの一括譲渡	197
18	販促品付きペットボトル飲料	198
19	1万円以下の判定単位	198
20	一体資産に含まれる食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合	199

## II 外食の範囲

---

1	社員食堂での飲食料品の提供	200
2	旅館、ホテル等宿泊施設における飲食料品の提供	200
3	ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料等	201
4	出前の適用税率	201

## III 「新聞の譲渡」の範囲等

---

1	いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売	202
2	「定期購読契約」に基づく新聞の範囲	202
3	電子版の新聞	202

# 第1章

## テーマ別理論問題

---

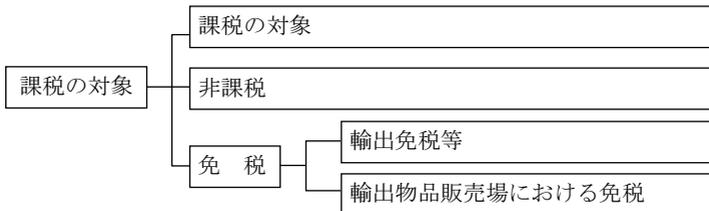
テーマ別理論問題では、理論グループごとに各個別理論の位置付けを確認し、理論の基礎力を養成する問題は「基礎力養成」として掲載しています。

また、近年の本試験レベルの実践的な問題は「実力養成」として掲載しています。

その他、一般的に出題の可能性の低い特殊な理論項目その他については「質疑応答」、「参考」、「研究」として記載しています。

# テーマ1 課税の対象

## ◆ 理論体系

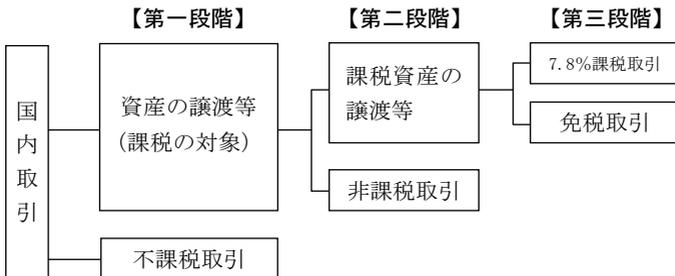


(注) 免税

上記の消費税法に規定される免税のほかに、租税特別措置法等においても一定の免税措置が設けられている。

## ◆ 課税関係

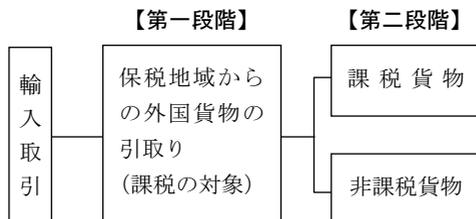
### (1) 国内取引



(注) 特定仕入れ

資産の譲渡等のほか、特定仕入れも課税の対象とされる。

### (2) 輸入取引



課税の対象（国内取引）

基礎力養成

定義

--	--	--

消費税法第2条に規定される次の定義について述べなさい。

- (1) 国内
- (2) 事業者
- (3) 資産の譲渡等（資産の譲渡とみなす行為を含むものとする。）

解答

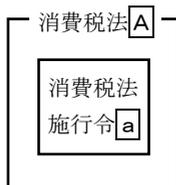
- (1) 国内  
消費税法の施行地をいう。
- (2) 事業者  
個人事業者（事業を行う個人をいう。）及び法人をいう。
- (3) 資産の譲渡等
  - ① 定義
  - ② 範囲
  - ③ みなし譲渡
    - イ 個人事業者
    - ロ 法人

解説

本問において、仮に「消費税法施行令に規定される部分については触れる必要はない。」旨の指示が与えられた場合、上記(3)②の部分について解答する必要はない。

(注) 法律と施行令の関係

消費税法における法律と施行令の関係は次のようになる。



## テーマ1 課税の対象

### 実力養成

内外判定①

--	--	--

甲社（本店は国内に所在する。）が行う次の各取引が、消費税法第4条に規定される国内取引に該当するかどうかを理由とともに述べなさい。

- (1) イギリスに所在する土地を内国法人乙社に譲渡する行為
- (2) 特許権を外国法人に貸し付ける行為  
なお、この特許権は日本とアメリカの両国で登録されている。
- (3) 外国法人に金銭を貸付け、利息を收受する行為  
この貸付けに係る契約は甲社の国内財務部で行っている。
- (4) 海外の支店に預金口座を設け、利息を收受する行為  
この口座の開設及び入出金管理はその海外支店で行っている。
- (5) 外国法人に貸付金（内国法人丙社に対して有するもの）を譲渡する行為  
この譲渡に係る契約は甲社の国内財務部で行っている。
- (6) ゴルフ会員権を外国法人に譲渡する行為  
なお、この会員権はアメリカに所在するゴルフ場に係るものである。

### 解答

〔(1)について〕

譲渡が行われる時における資産（土地）の所在場所が国外（イギリス）であるため、国内取引に該当しない。

〔(2)について〕

特許権は2以上の国で登録されており、権利の貸付けを行う者（甲社）の住所地が国内であるため、国内取引に該当する。

〔(3)について〕

金銭の貸付け等を行う者（甲社）の事務所等の所在地が国内であるため、国内取引に該当する。

〔(4)について〕

金銭の貸付け等を行う者（甲社）の事務所等の所在地（海外支店）が国外であるため国内取引に該当しない。

〔(5)について〕

金銭債権の譲渡に該当し、その金銭債権に係る債権者（甲社）の事務所等の所在地が国内であるため、国内取引に該当する。

〔(6)について〕

ゴルフ場の所在地が国外（アメリカ）であるため、国内取引に該当しない。

**実力養成**

内外判定②

--	--	--

内国法人甲社（国外に支店等は有していない。）が行う次の各取引が、消費税法第4条に規定される国内取引に該当するかどうかを理由とともに述べなさい。

- (1) 内国法人A株式（株券の所在場所は日本であり、振替機関で取り扱うものではない。）を譲渡する行為
- (2) 内国法人B株式（券面はなく日本の振替機関で取り扱うもの。）を譲渡する行為
- (3) 外国法人C株式（券面はなく海外の振替機関で取り扱うもの。）を譲渡する行為

**解答**

(1)について

譲渡が行われる時における有価証券の所在場所が国内であるため、国内取引に該当する。

(2)について

振替機関等の所在地が国内であるため、国内取引に該当する。

(3)について

振替機関等の所在地が国外であるため、国内取引に該当しない。

**解説**

振替機関が取り扱う一定の有価証券等を譲渡した場合には、振替機関等の所在地が国内にあるかどうかで判定する。

## テーマ1 課税の対象

### 質疑応答

### ファイナンス・リース取引

次の国内取引の判定について、正誤を述べた上で、「誤」と判定した場合にはその理由も述べなさい。

- (1) 外国法人A社（貸貸人）と所有権移転外ファイナンス・リース契約を結んだ内国法人甲社（賃借人）が、保税地域内でそのリース取引の目的となる未通関の資産（(2)においてリース資産という。）の引渡しを受けた場合、資産の譲渡が行われる時における資産の所在場所が国内のため国内取引に該当する。
- (2) 内国法人甲社（貸貸人）と所有権移転外ファイナンス・リース契約を結んだ外国法人B社（賃借人）が、外国に所在するリース資産の引渡しを外国の本社で受けた後、改めて両者の合意に基づき、B社の国内の支社で使用することとした場合、その資産を国内で使用するため国内取引に該当する。

### 解 答

#### [(1)の場合]

- ・ 正誤について  
正

#### [(2)の場合]

- ・ 正誤について  
誤
- ・ その理由

外国の本社においてリース資産を引き渡す行為は、リース資産の譲渡が行われる時における資産の所在場所が国外のため、国内取引に該当しない。

### 解 説

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、資産の売買取引として取扱われることから、リース資産の譲渡が行われる時における資産の所在場所が国内であるかどうかにより国内取引の判定をする。

(1)は、A社にとって外国貨物の譲渡として輸出免税の対象となる。

また、本問は、単純に国内取引の判定について問うたものであるが、それぞれの引渡しを受けた後に、外国貨物であるリース資産を通関する際には、保税地域から引き取る課税貨物として引取りに係る消費税が課され、引取る者（(1)の場合は甲社、(2)の場合はB社）において仕入税額控除の対象とされる。

課税の対象（輸入取引）

基礎力養成

定義

--	--	--

消費税法第4条第2項に規定される輸入取引の課税の対象について述べなさい。  
また、消費税法第2条に規定される次の定義について述べなさい。

- ① 保稅地域
- ② 外国貨物
- ③ 課税貨物

解答

[輸入取引の課税の対象]

- (1) 課税の対象
- (2) みなし引取り

[消費税法第2条に規定される定義]

- ① 保稅地域  
関税法に規定する保稅地域をいう。
- ② 外国貨物  
輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のものをいう。
- ③ 課税貨物  
イ 定義  
保稅地域から引き取られる外国貨物のうち、輸入取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。  
ロ 輸入取引の非課税 (M1-3の2)

## テーマ1 課税の対象

### **参考** 外国貨物の使用等

保税地域において外国貨物（木材）が消費、使用される場合の取扱いは次のようになる。

(1) その木材を課税貨物（製品）の原材料として消費、使用した場合

みなし引取りの規定は適用されないため、保税地域で木材を消費又は使用した段階ではなく、現実に製品（課税貨物）として保税地域から引き取られる時に課税される。

(2) その木材を非課税貨物（製品）の原材料として消費、使用した場合

みなし引取りの規定により、保税地域において木材が消費又は使用される時に課税され、現実に製品（非課税貨物）として保税地域から引き取られる時には非課税とされる。

**非課税（国内取引）**

**基礎力養成**

非課税の判定①

--	--	--

次の各取引が、消費税法別表第一（国内取引の非課税）に列挙される取引のいずれに該当するかを述べなさい。

また、課税されるものについてはその旨を述べなさい。

すべて国内取引の要件を満たすものである。

- (1) 投資信託の受益証券を譲渡する行為
- (2) 合名会社の出資者持分を譲渡する行為
- (3) 貸付金、売掛金等の金銭債権を譲渡する行為
- (4) 約束手形を譲渡する行為
- (5) 投資信託の収益分配金、割引債の償還差益を収受する行為
- (6) プリペイドカードを譲渡（原始発行に伴うものではない。）する行為
- (7) 旅行小切手の発行手数料、円からドルへの両替業務手数料を収受する行為
- (8) 土地に設定された抵当権を譲渡する行為

**解 答**

〔(1)について〕

有価証券の譲渡に該当する。

〔(2)について〕

有価証券に類するものの譲渡に該当する。

〔(3)について〕

有価証券に類するものの譲渡に該当する。

〔(4)について〕

支払手段の譲渡に該当する。

〔(5)について〕

利子を対価とする金銭の貸付け等に該当する。

〔(6)について〕

物品切手等の譲渡に該当する。

〔(7)について〕

外国為替業務に係る役務の提供に該当する。

〔(8)について〕

「非課税とされる土地の上に存する権利の譲渡」とはされず、課税される。

## テーマ1 課税の対象

### 基礎力養成

### 非課税の判定②

--	--	--

次の各取引が、消費税法別表第一（国内取引の非課税）に列挙される取引のいずれに該当するかを述べなさい。

また、課税されるものについてはその旨を述べなさい。

すべて国内取引の要件を満たすものである。

- (1) 仮想通貨を譲渡する行為
- (2) 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（いわゆる民泊）に係る宿泊料を収受する行為
- (3) 手形の割引料を収受する行為
- (4) 保険代理店が代理店手数料を収受する行為
- (5) 海外への送金手数料を収受する行為
- (6) 身体障害者用物品の部分品を譲渡する行為

### 解答

〔(1)について〕

支払手段に類するものの譲渡に該当する。

〔(2)について〕

「非課税とされる住宅の貸付け」には該当しないため、課税される。

〔(3)について〕

利子に対価とする金銭の貸付け等に該当する。

〔(4)について〕

「非課税とされる保険料に対価とする役務の提供」には該当しないため、課税される。

〔(5)について〕

外国為替業務に係る役務の提供に該当する。

〔(6)について〕

部分品の譲渡は、「非課税とされる身体障害者用物品の譲渡」に該当しないため、課税される。

**実力養成**

土地等

--	--	--

甲社における次の収入が課税取引、非課税取引のいずれに該当するかの解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、駐車場はいずれも国内に所在し、賃貸借期間は1年間である。

(1) 駐車場収入 2,100,000円

甲社がアスファルトを敷設し、区画整備して賃貸している。

(2) (1)の敷地に隣接した土地の賃貸に係る収入 480,000円

賃借人乙は、賃借したその土地に自らアスファルトを敷設し、駐車場として使用している。

**解 答**

[(1)について]

① 解 答

課税取引

② 解答の理由

甲社は自らアスファルトを敷設し、区画整備して賃貸しているため、施設の利用に伴う土地の貸付けとして、非課税とされる土地の貸付けから除外される。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引に該当しないものとして課税される。

[(2)について]

① 解 答

非課税取引

② 解答の理由

アスファルトを敷設し、駐車場として使用しているのは賃借人乙であり、甲社は土地を貸付けているだけである。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、土地の貸付けに該当し、非課税とされる。

**補 足**

電力会社の電柱の敷設に係る賃貸収入（道路占用料）は、土地の貸付けに該当するものとして取り扱われるため、契約による貸付期間が1月以上であれば、非課税とされる。

## テーマ1 課税の対象

### 実力養成

保険診療

--	--	--

開業医甲における次の休日診療事業が課税取引、非課税取引のいずれに該当するか  
の解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、甲は国内において医療業を営んでいる。

- (1) 社会保険診療報酬支払基金から当課税期間に収入すべき医療保険の診療収入
- (2) 国民健康保険団体連合会からの当課税期間に係る医療保険の診療収入
- (3) 診療を受けた患者が負担した上記(1)及び(2)の社会保険等に係る診療収入
- (4) 患者がすべて自己負担で診療費等を支払った自由診療収入

### 解 答

〔(1)から(3)について〕

① 解 答

非課税取引

② 解答の理由

国内において行われる資産の譲渡等のうち、健康保険法等に基づく資産の譲渡等に該当し、非課税とされる。

〔(4)について〕

① 解 答

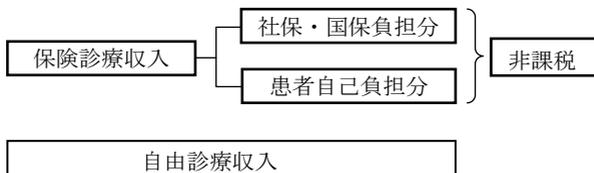
課税取引

② 解答の理由

自由診療は非課税とされる「健康保険法等に基づく資産の譲渡等」に該当しない。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引に該当しないものとして課税される。

### 解 説



税理士受験シリーズ  
2020年度版 42 消費税法 理論ドクター

発行日 2019年12月15日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (税理士講座)

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)  
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2019

管理コード 08542P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。